要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

緊急輸送道路沿道建築物

2026年10月

和歌山市所管

1 【対象区間】 和歌山IC～和歌山県庁 【路線名】 国道24号／県道鳴神木広線／県道和歌山野上線／県道和歌山港線

No	建築物の名称	部分の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	タバタビル・和歌山駅前市街地住宅		和歌山市 田中町五丁目1番1、同1番15	共同住宅・店舗・事務所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_S/I_{S0}＝ 0.52	$C_{TU}\cdot S_D$＝ 0..16	—	—	
2	瀬藤病院									
		A棟	和歌山市 岡山丁71	病院	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2017年版)	I_S/I_{S0}＝ 0.4	$C_{TU}\cdot S_D$＝ 0.27	—	—	
		B棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2017年版)	I_S/I_{S0}＝ 0.23	$C_{TU}\cdot S_D$＝ 0.14	—	—	
		C棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_S＝ 0.07	q＝ 0.29	—	—	
3	プレイザービル		和歌山市 太田2-1-2	共同住宅(店舗・事務所兼用)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}＝ 0.66	$C_{TU}\cdot S_D$＝ 0.41	—	—	
4	ヤマナビル		和歌山市 広瀬通丁2丁目18	店舗付き共同住宅	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}＝ 0.45	$C_{TU}\cdot S_D$＝ 0.29	—	—	
5	仙石ビル		和歌山市 岡山丁84	店舗・事務所・住宅	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}＝ 0.3	$C_{TU}\cdot S_D$＝ 0.19	—	—	
6	県庁前第一ビル									
		A棟	和歌山市 小松原通1-2-3	店舗・共同住宅	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	I_S/I_{S0}＝ 0.25	$C_{TU}\cdot S_D$＝ 0.11	—	—	耐震改修等検討中
		B棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2017年版)	I_S＝ 0.03	q＝ 0.11	—	—	耐震改修等検討中

2 【対象区間】（田中町交差点）～ビッグホエール 【路線名】 市道新和歌浦中之島紀三井寺線

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
7	高田ビル	和歌山市 木広町五丁目1-4	事務所、共同住宅	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}＝ 0.43	$C_{TU}\cdot S_D$＝ 0.26	—	—	

3 【対象区間】（和歌山県庁）～和歌山本港区 【路線名】 県道和歌山港線／一号臨港道路／七号臨港道路

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
8	㈱小松原倉庫	和歌山市 築港1丁目9-4	倉庫	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_S＝ 0.15	q＝ 0.61	—	—	
9	和歌山キンダースクール　藤田塾ビル	和歌山市 築港3丁目20-4	事務所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_S＝ 0.16	q＝ 0.66	—	—	
10	貴志ビル	和歌山市 築港三丁目26番2	貸店舗付共同住宅	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2017年版)	I_S/I_{S0}＝ 0.26	$C_{TU}\cdot S_D$＝ 0.15	—	—	
11	株式会社　クズモト	和歌山市 西浜1660-108	製材工場	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_S＝ 0.10	q＝ 0.41	—	—	
12	小浪木材産業　株式会社　工場	和歌山市 西浜1660番地106、1660番地107	工場	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_S＝ 0.23	q＝ 0.95	—	—	
13	西浜倉庫	和歌山市 西浜1660-114、1660-483	倉庫	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_S＝ 0.12	q＝ 0.47	—	—	

4 【対象区間】（県庁前交差点）～和歌山市役所・和歌山市消防庁舎 【路線名】 国道24号／県道和歌山阪南線

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
14	パーク県信	和歌山市 八番丁9番地	事務所・店舗	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2009年版）	I_S/I_{S0}＝ 1.13	$C_{TU}・S_D$＝ 0.54	—	—	耐震改修済
15	和歌山商工会議所会館（和歌山市産業会館）	和歌山市 西汀丁36番地	事務所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2009年版）	I_S/I_{S0}＝ 0.35	$C_{TU}・S_D$＝ 0.19	—	—	令和8年4月以降、解体撤去予定
16	朝日生命和歌山支社ビル	和歌山市 雑賀屋町東ノ丁6番	事務所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2009年版）	I_S/I_{S0}＝ 1.01	$C_{TU}・S_D$＝ 0.31	—	—	耐震改修済

5 【対象区間】 和歌山北IC～コスモパーク加太 【路線名】 県道小豆島船所線／市道直川45号線／県道粉河加太線

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	

対象なし

附表　耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		Ⅰ （地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する**危険性が高い**）	**Ⅱ** （地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する**危険性がある**）	**Ⅲ** （地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する**危険性が低い**）
一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版、2025年版）		$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leqq I_S$ かつ $1.0 \leqq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2 次診断法」及び「第 3 次診断法」（2001 年版、2017年版）		$I_S / I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leqq I_S / I_{S0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leqq C_{TU} \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」及び「第3次診断法」（2009年版）	鉄骨が充腹材の場合	$I_S / I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$I_S / I_{S0} \geqq 1.0$ かつ $C_{TU} \cdot S_D \geqq 0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第2 次診断法」		$I_S / I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leqq I_S / I_{S0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leqq C_{TU} \cdot S_D$

※構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※Z、Rt、G、Uについては備考欄に特記がない限り、1.0とする。